

市場町の土地所有形態について

福島県喜多方市小田付を中心として

古田 悦造

一、はじめに

領国経済下において重要な位置を占めていた市場町に関する研究は、その成立要因・変遷過程・分布・流通物資・市場圏・市日の変遷などといった視点を中心として、戦前より盛んに行われてきた。⁽¹⁾

これらの研究成果の一つとして集落形態をあげることができよう。すなわち、市場町の集落形態は、一たいてい主要街道に面して街村を形成し、井然たる短冊型の土地割や街路に沿って開かれた用水路などが見られる⁽²⁾とされている。しかし、このような街村形態は、市場町のみならず新田集落や宿場町においても、同様にみられる集落形態である。

他方、新田集落の研究の一分野として、その土地所有形態について、近世初期の自給肥料時期から中期の商品作物・金肥の導入時期に至るまで、一貫して計画的な短冊地割の農耕地の存在とその平等土地所有とが示され、いわゆる計画的開拓路村が指摘されてきた。⁽³⁾市場町における土地所有形態に関する研究成果からは、特定商人による大規模な土地所有や、市場町商人の貸金の担当による田畑の集中、あるいは商農兼業農家による農業的要素の存在、などといった

点が指摘されている。⁽⁴⁾

そこで本報告においては、集落形態は同様であっても土地所有形態が両者において異なることを、福島県喜多方市小田付の事例を中心として、市場町の土地所有形態といわゆる計画的開拓路村の土地所有形態とを比較し考察したい。

二、集落の発生と形態

小田付の集落の発生は、『新編会津風土記』によれば、一六五十年（一五八二）幕名の長臣佐瀬大和、中田付村（此村及び中田付村共大和が領地なり）の市場便り悪（し）きして、九十三箇村の人夫を發し、⁽⁵⁾ダイナ、ウフヤキ、オガ、⁽⁶⁾臺・南條・古屋敷・小田付と云四区の民居を此に集（め）て町割し、今の名に改めしと云：（中略）……今に此村にては毎月七日・十七日・二十二日・八月六日を市日とす⁽⁷⁾とされ、市場町を指向した計画的開拓集落とみなすことができよう。

この計画的性は、集落形態にもあらわれている。明治八年（一八七五）の地籍図によると（図一）、南北に走る街道に対して短冊型の土地割の屋敷地が示されている。屋敷地数を小字別に集計すると、北町五一筆、中町二九筆、南町三九筆、東町三六筆、西町三八筆であり、総計一九三筆となる。この屋敷地数は、『新編会津風土記』の「家数百七十二軒、東西一町三十軒（前）南北五町、四方田圃なり」⁽⁸⁾の家数とほぼ同数であり、集落の面積規模も典型的な街村形態を示している北町・中町・南町の地区と一致している。

また、街道の中央および屋敷地の裏側には用水路が示されているが、街道の中央を流れる用水路は現存していない。

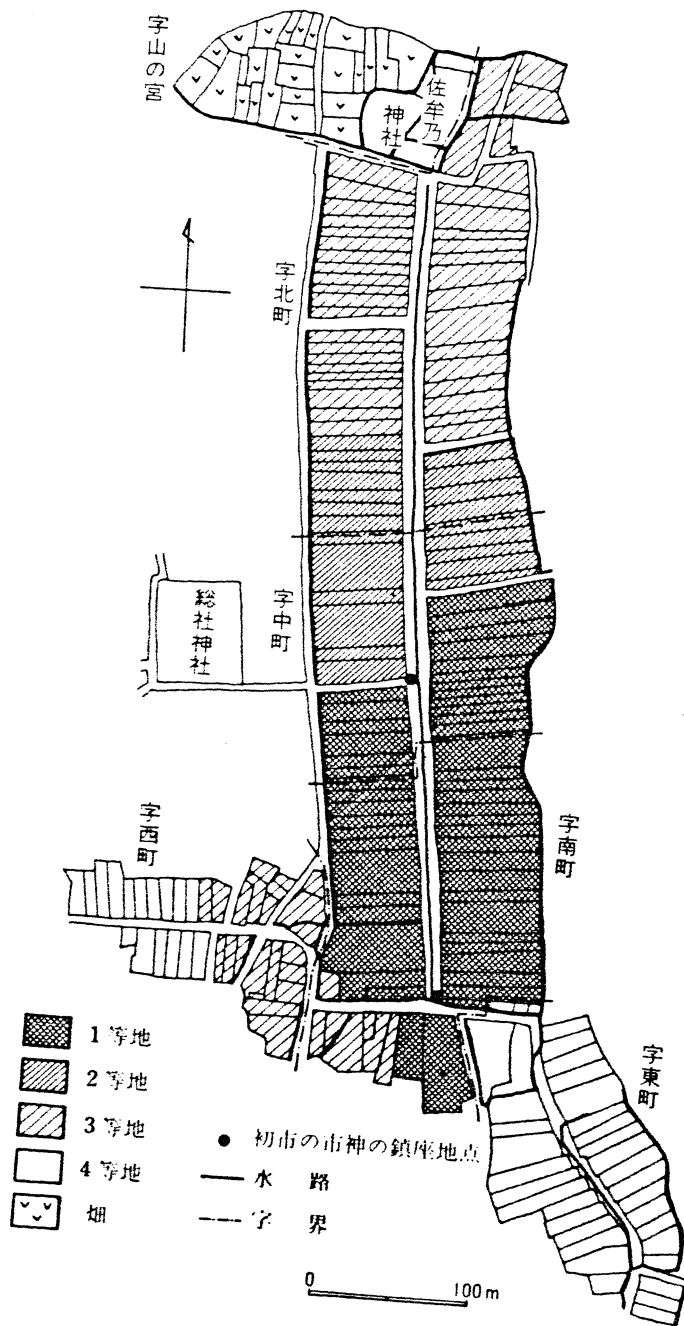


図1. 小田付における集落形態と土地評価(明治初期)
 地籍図(明治8年、喜多方市立図書館所蔵)より作成

このように、小田付においても一般の市場町と同様の集落形態を示していることが指摘できる。

集落の北端には佐幸乃神社（現在、三の宮神社）があり、西方には総社神社（あるいは総社宮）がある。後者の総社神社は大山祇神・埴山姫神を祭神としていたが、明治四年（一八七一）以降は出雲神社と改称し大國主命を祭神としている。また、ここは、初め市を移せしとき中田付村より一箇の大石を贈る。今鎮守総社の境内にあり……（後略）⁽¹⁰⁾とされ、市神が祭られている場所である。そして初市の折には総社神社より市神の二体を、街道の南端と総社神社に至る道の分岐点との二地点に鎮座させた。この初市においては、起き上り小法師・達磨・南固めの飴・大無などの縁起物が売買された。なお、近世における交易物資は、大麦・小麦・大豆・里芋・草鞋・薪などの農産物や農産加工品であった。⁽¹³⁾

三、土地評価

次に、同一の地籍図により地代の等級から小田付における土地評価をみよう（図1）。地代が最も高い一等地は街村の南端部分にあつており、字南町のはほぼ全域と字中町の南半分を占めている。二等地は字中町の北半分と字北町の南端部分を占めており、街村の中央部にあつている。また三等地は字北町の大部分と字西町の東半分の地区である。等数別の屋敷地数は、おのおの五〇筆、二三筆、六九筆である。街村部分に隣接する字東町全域と字西町の西半分の地区は四等地になつており、屋敷地数は五二筆を数えている。以上のごとく小田付における地代は、総社神社および初市の折の

市神の鎮座地点に近いほど高く、遠くなれば地代が低くなつていく。すなわち市場町内部の各地点の繁栄度が、地代としての土地評価にもあらわれているのである。

四、土地所有形態

本項は、喜多方市立図書館所蔵の絵図を資料としている。この絵図には作成年次が記載されていない。しかし、(1)屋敷地の所有者のすべてについて名字が記載されている。(2)総社神社の面する道路の拡張が明治一六年（一八八三）である。という二点から明治初期に作成されたものであると確認できる。屋敷地については、その所有者名（借地の場合は借主名も記載）と面積が記載されている。耕地については、所有者名と面積および田畑の別とその等級別（上・中・下）が一筆ごとに記入されている絵図である。

さて、小田付における土地所有規模を、屋敷地および耕地の所有者一三三名についてみてみよう。屋敷地の面積は、最小が二三歩で最大が一反四畝二五歩であり、一戸当りの平均屋敷地面積は四畝一八歩であった。階層別には一畝未満が一戸、一畝以上三畝未満が三六戸、三畝一五畝が五三戸、五畝一一反三四戸、一反以上九戸である。耕地面積については、階層別には一反未満が五四戸、一反一三反五二戸、三反一五反一九戸、五反一町六戸、一町以上が二戸である。最小耕地面積は一八歩で、最大は二町六反七畝一七歩であり、一戸当りの平均耕地面積は二反二六歩であった。

また、屋敷地を所有しながらも耕地を所有していない者は四二名を数えた。これは商業専業者と思われる。これに対して、耕地のみ

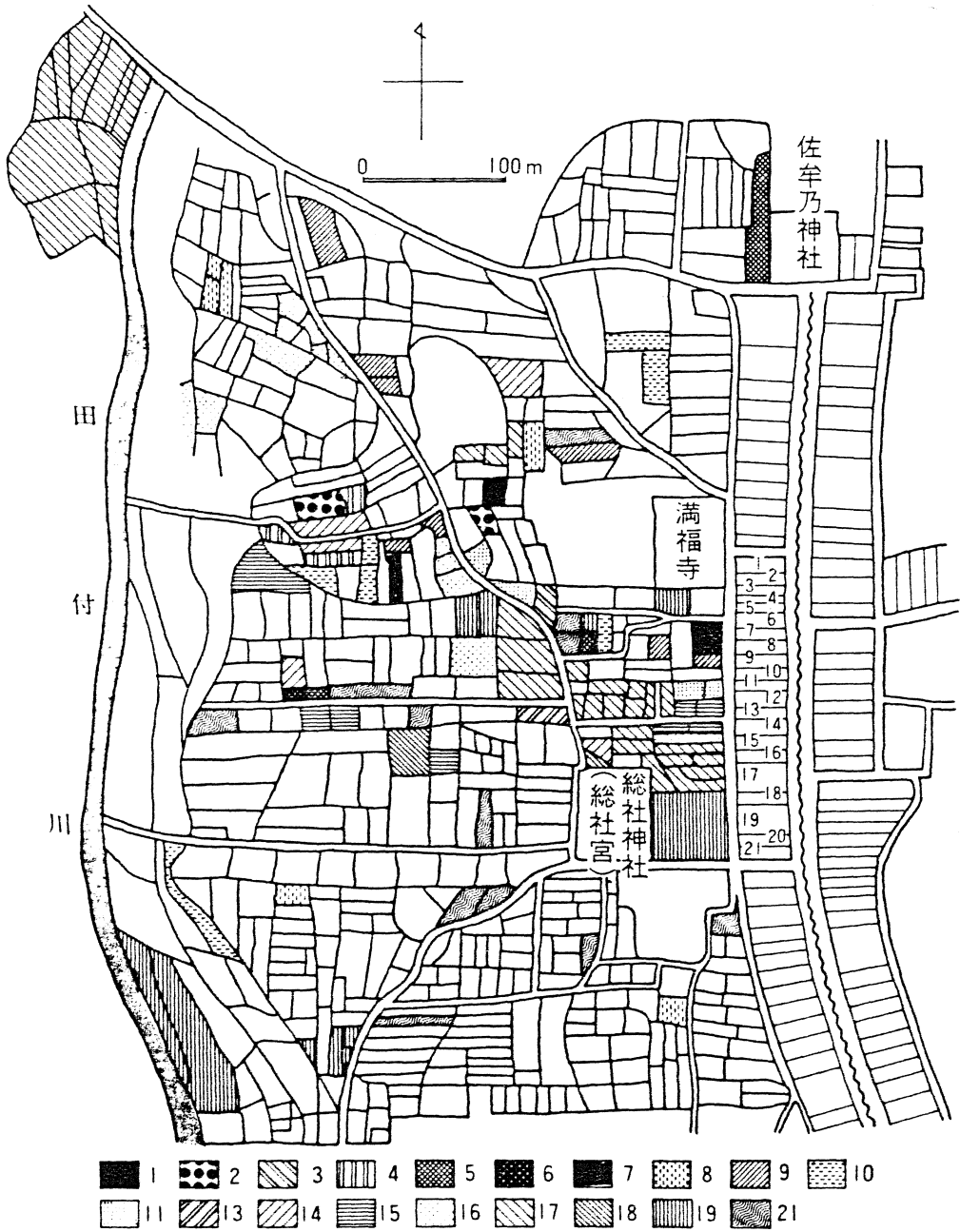


図2. 小田付における所有耕地の分布（明治初期）

（注）絵図の北半分を図示した。絵図（喜多方市立図書館所蔵）より作成

小田付村における土地所有規模（明治初期）

屋敷 敷号	氏名	水田			畑			総計 面積 畝	総計 筆数	屋敷地 畝
		上 面積 畝	中 面積 畝	下 面積 畝	上 面積 畝	中 面積 畝	下 面積 畝			
1	吉田 まつ吉	1412						1412	1	4
2	松崎 龜吉	525						107	3	3
3	山中 彦三郎							418	1	3
4	武藤 七三郎							55	5	3
5	花摘 吉五郎							1016	3	3
6	伊閑 又七							22	2	1
7	松崎 市吉	120						13	3	2
8	清水 庄七	720						610	10	5
9	松崎 高代吉							79	7	4
10	長谷川 庄作	25						1221	6	3
11	伊閑 儀平							519	4	3
12	伊閑 志久							29	25	6
13	伊閑 又吉	1424						103	4	3
14	井上 常五郎							103	5	5
15	福嶋 喜三郎	3524						3612	12	5
16	伊豆 野作平	1613						423	3	4
17	赤谷 勉三	12						267	17	14
18	五十嵐 平吉							48	2	4
19	五十嵐 角平	6111						227	11	14
20	岩田 善三郎							29	29	4
21	松崎 森十郎	159						35	15	11

(注) 屋敷地番号は図2と一致する。

絵図（喜多方市立図書館所蔵）により作成

を所有し屋敷地が絵図に記載されていない者は三八名にのぼり、その耕地面積の総計は三町六反一〇歩（全耕地面積の約一〇%にあたる）におよんでいる。これは、同じ市場町である青梅市新町の場合から類推して、出作百姓と考えられる。

耕地の土地割は、屋敷地が整然とした街村形態を示しているのに比べ、三富新田・小川新田のような短冊型の土地割がみられない。一筆当りの面積も一歩から五反二畝二四歩までさまざまであり、無計画な土地割を示している。この点については、小田付と同様に市場町であった青梅市新町・群馬県中之条町の土地割においても同様のことが指摘できよう。

所有耕地の分布を各世帯別に示したのが図2である。屋敷地に示された番号の1から13までは地代の二等地に当っており、14から21までは三等地である。図2を一見して無秩序な分布を示していることが把握できるであろうが、二ノ三の例を掲げて具体的にみてみよう。

屋敷地番号19の五十嵐角平は、屋敷地面積一反四畝一四歩で、耕地を二町二反七畝一歩を所有する大土地所有者である（表1）。

この耕地は、屋敷地の西側、図の中央部、田付川左岸におおの一笔から三筆ずつ分布しており、分散している。

屋敷地番号17の赤谷勉三は、屋敷地を一反四畝二五歩、耕地を二町六反七畝一七歩所有しており、共に最大の所有面積である（表1）。耕地は屋敷地の北西部に二筆、田付川右岸に一筆示されており、二一世帯中ではかなりまとまって分布しているといえる。

小規模土地所有者の場合を、屋敷地番号5の花摘吉五郎を例にみ

よう。この所有面積は屋敷地が三畝二歩、耕地が一反一六歩である。耕地の分布は佐牟乃神社の西側に一筆、総社神社の北部に一筆、図の中央部西寄りに一筆であり、屋敷地から離れた場所に分散している。

以上のごとく、小田付における商業兼農業家の土地所有形態は、屋敷地との距離に関係なく耕地が分散して分布し、屋敷地および耕地の所有面積も不平等になっている。そこには、計画的開拓路村にみられるような規則性は見出せない。すなわち、計画的開拓路村の場合が屋敷地について街村形態を示し、土地割も整然とした短冊型の土地割がなされ、土地所有形態も屋敷地に続く短冊型の耕地を各農家が等面積に所有している。これに対して、市場町の場合は屋敷地についてのみ計画的開拓路村と同様の街村形態を示しているが、土地割・土地所有形態については、計画性・規則性がみられない。

五、結 語

いわゆる計画的開拓路村と市場町とを比較した場合、前者は農業的機能が強く、後者は商業的機能が強い。このような集落機能の相違は農民と商人との意識にも影響を与えるであろう。そして、こうした相違が集落開拓時における開拓計画の施行範囲の差異としてあらわれてくる。すなわち、計画的開拓路村が屋敷地・耕地の土地割・土地所有形態において等面積・短冊型の街村を示し、農業に必要不可欠の耕地にまで計画が施行されたのに対して、市場町は屋敷地において街村形態の計画施行が成されたが、土地所有については初期から等面積所有ではなく、耕地の土地割も無計画なものとなった

のであろう。

今後の問題点としては以上のような視点から、他の市場町の土地所有形態の調査・分析、同様な街村形態を示す宿場町の土地所有形態との比較が必要であらう。

(筑波大学院生)

本論文作成にあたり御指導頂いた筑波大学菊地利夫教授・千葉徳爾教授に、心から感謝致します。また、現地調査に際し御協力・御助言頂いた喜多方女子高校五十嵐勇作氏、喜多方市立図書館の関係各位に御礼申し上げます。

注

- (1) たとえば、田中館秀三・高橋幹雄「横手盆地に於ける市場の研究(2)」地理学評論 一三一—三 一九三八—二六—四四頁。
田中館秀三・山口彌一郎「東北地方に於ける市場圏・市場群及び市場集落の発達」地理学評論 一八一—五〇六 一九四三—一八一—四〇頁、四八一—六九頁、などがある。
- (2) 矢嶋仁吉『集落地理学』古今書院 一九五六、二四九頁
- (3) 菊地利夫『新田開発』古今書院 一九七七 五三八頁、殊に三六五—三六七頁、四五〇—四五一頁
- (4) 矢嶋仁吉「北関東における谷口集落の基礎構造 特に群馬県渋川町について」地理学評論 二七一—一九五四
一〇—一九頁。中島義一『市場集落』古今書院 一九六四—七四頁、殊に、九四—九八頁。
- (5) 『新編会津風土記』卷之六〇 雄山閣 一九七五 第三卷 一四八頁
- (6) 喜多方市立図書館所蔵
- (7) 南は塩川を経て若松に通じ、北は大塩・檜原を経て米沢に至る。伊藤豊松『会津喜多方の歴史』石山書店 一九七四 三八—七頁
- (8) 前掲(5) 一四八頁
- (9) 「小田付ノ沿革及史蹟ノ大要」北陽史談 三 一九二七
- (10) 前掲(5) 一四八頁
- (11) 聞き取り調査による。
- (12) 聞き取り調査による。
- (13) 前掲(7) 三二九—三三三頁、および『桜農桑・市の巻』
- (14) 前掲(9)
- (15) 前掲(3) 四三—四二五頁、新町新田の耕地一三二町九反歩の約六〇%が周辺の山村三—カ村四〇三戸の自作百姓によって開発されている。
- (16) 前掲(2) 一三一頁、一五五—一五七頁、前掲(3) 四五〇—四五二頁、四七九頁
- (17) 前掲(2) 二五〇頁、矢嶋仁吉『武蔵野の集落』古今書院 一九五四 一三〇頁